平成２７年（フ）第１３２号
香川県丸亀市川西町北690番地１カントリーハイツＬ号
債務者　三井久美子
1　決定年月日時　平成27年12月21日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第１６９７号
福岡市城南区長尾３丁目11番603号
債務者　古川　真弓（旧姓橋元）
1　決定年月日時　平成27年12月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６４号
福岡県京都郡苅田町殿川町１番地47（エクセラン殿川Ａ棟202号室）
債務者　村田　　進
1　決定年月日時　平成27年12月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２７年（フ）第７０号
福岡県京都郡苅田町富久町１丁目24番地７
債務者　門田さおり
1　決定年月日時　平成27年12月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２７年（フ）第９５号
岩手県花巻市台第５地割23番地１
債務者　冨手　宏朗
1　決定年月日時　平成27年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２７年（フ）第９６号
岩手県花巻市中笹間３地割120番地
債務者　伊藤久美子
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２７年（フ）第１７５０号
福岡市東区青葉７丁目38番11―705号
債務者　田中　由美
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３３８号
岐阜市柳津町東塚５丁目78番地
債務者　速水　　章
1　決定年月日時　平成27年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１７９号
徳島県徳島市大谷町壱里松10番地の９、旧住所徳島県徳島市南佐古四番町２番23号
債務者　米澤　誠司
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月18日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１００号
宮城県大崎市古川小野字白山38番地２
債務者　大衡富士男
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第４３号
福島県白河市和尚壇山２番地155　Ａｒｉｅｓレオパレス204、前住所福島県西白河郡西郷村字豊作東20番地３　レオパレス109
債務者　後藤　一也
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２７年（フ）第１８７号
三重県鈴鹿市住吉町7265番地の16　マンション光洋住吉　210号
債務者　古市　敏夫
1　決定年月日時　平成27年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１８９号
三重県津市白塚町1080番地159
債務者　市野　友梨
1　決定年月日時　平成27年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第７２１号
大阪府柏原市法善寺４丁目８番18号、前住所大阪市西区京町堀３丁目９番16―304号
債務者　下吉　勇佑
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１０２５号
堺市南区土佐屋台1559番地　マーベラス泉ヶ丘Ⅱ402号
債務者　松本　雅也
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１０４０号
堺市美原区丹上390番地１　グリーンベル115号
債務者　小田あゆみ
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第９５７号
神戸市兵庫区熊野町５丁目３番７号
債務者　江口　喜美（旧姓小松）
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部